



7・8

月号



社会保険

SOCIAL CUSTOMS NAGASAKI

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL(095)844-7120 <http://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



力 漕 場所：矢上大橋 撮影者：陣野 政輝

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 事業主の皆様へ「賞与支払届」の届出はお済みですか? 2
- 年金受給者にかかる賞与支払届の注意点 3
- 出張年金相談所のご案内(29/8・9月号) 8

全国健康保険協会 長崎支部

- 知って納得!健康保険シリーズ② 高額療養費 4
- 限度額適用認定証をご利用ください! 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 初任者・社会保険事務講習会のお知らせ 6
- 年金シニアライフセミナーのお知らせ 6
- 職場の健康づくり応援します 7
- 「社会保険海の家」開設します! 7
- 健康啓発DVDを貸し出します 7
- 社保川柳 8
- 健康相談所 7

回 覧

事業所内で回覧をお願いいたします。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄（不支給1）に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

● けんぽ協会管掌の健康保険の事業所の高齢任意加入被保険者については、お送りする賞与支払届の該当者の被保険者氏名欄の余白に「高齢任意」と記入してください。

● 健康保険組合管掌の健康保険の事業所の高齢任意加入被保険者については、届出用紙を送付しますので、管轄年金事務所へご連絡ください。また、[日本年金機構ホームページ \(http://www.nenkin.go.jp/\)](http://www.nenkin.go.jp/) からダウンロードすることもできます。

● 資格取得月（資格取得日以降）に支払われた賞与は保険料賦課の対象となりますが、資格喪失月に支払われた賞与は保険料賦課の対象とはなりません。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば対象となります。

● 健康保険では、資格喪失月であっても資格喪失日の前日までに支払われた賞与については、標準賞与額として決定し、標準賞与額の累計額（年度の累計額 573 万円）に含めますので、該当する被保険者の方の賞与額等の記入忘れにご注意ください。

● 育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与や資格喪失月に支払われた賞与（保険料賦課の対象とならない賞与）についても標準賞与額として決定し、年度の累計額に含めることになっています。そのため、同一年度内における協会けんぽ管掌の健康保険被保険者期間中に決定された標準賞与額の累計額が 573 万円を超えたことがわかった場合は、被保険者の申出に基づき「健康保険 標準賞与額累計申出書」をご提出ください。

● 標準賞与額の累計額が 573 万円を超え申出書を一度提出した場合で、その後同一年度内に賞与が支払われた場合は、その都度、申出書をご提出いただく必要があります。申出書の提出により、標準賞与額の訂正及び保険料の充当又は還付処理を行います。

- 同一年度内で転職・転勤等により、被保険者資格の取得・喪失があった場合の標準賞与額の累計については、協会けんぽ管掌の健康保険又は各健康保険組合等の保険者単位で算出することになっています。例えば、協会けんぽ管掌の健康保険において、同一年度内で複数の被保険者期間がある場合は、それぞれの被保険者期間中に決定された標準賞与額を累計することとなります。
- 同一年度内における被保険者資格の喪失・取得（転職・転勤等）がなく、被保険者期間が継続している場合は、累計額が573万円を超えても健康保険標準賞与額累計申出書の提出は必要ありません。573万円を超えた場合は、573万円となるようその月の標準賞与額を決定します。なお、同一年度内に573万円を超えた翌月以降に支払われた賞与の標準賞与額は「0」と決定します。
- 同一月内に2回以上賞与を支払った場合は、その月の最後に支払った日を賞与支払年月日として合算した賞与額を一括で届出して構いません。
- 健康保険組合に加入している場合、届出の詳細については加入の健康保険組合にご確認ください。
- 提出する賞与支払届が2枚以上になる場合、2枚目以後の事業主記載欄及び社会保険労務士記載欄の押印は省略することができます。
- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」は、賞与の支払いがなかった場合も提出が必要です。（「支給・不支給」欄の「不支給・1」を○で囲んで提出してください。）なお、登録された賞与支払予定月の翌月までに届出がない事業主の方には、翌々月に催告状を送付します。

電子媒体(CD又はDVD)により届出する場合は、次のことに注意してください。

- (ア) 賞与支払届を電子媒体により提出する場合も「賞与支払届総括表」の提出は必要です。提出用ファイルの作成が完了した際に印字出力する「磁気媒体届書総括票」と併せて提出してください。
- (イ) 賞与の支払いがなかった人については、設定しないでください。全員に賞与の支払いがなかった場合は、賞与支払届総括表のみを提出してください。
- (ウ) 高齢任意加入被保険者については、電子媒体での届出ができませんので、届出用紙により併せて届出してください。

※届出用紙は、被保険者整理番号順になるように、順番をそろえて提出してください。

※届出に基づいて標準賞与額決定通知書を送付します。決定された標準賞与額については、必ず被保険者本人へ通知してください。なお、不支給の場合は、標準賞与額決定通知書等は送付しません。

年金受給者にかかる賞与支払届の注意点

年金を受給している方が会社で勤務されている場合には、老齢厚生年金の額と、給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となることがあります。従業員に賞与を支給した場合には、「賞与支払届」の提出が必要です。届出の提出が遅れると、さかのぼって年金額の調整が行われる場合がありますので、必ず賞与が支給された日から5日以内に提出してください。

知って納得!健康保険シリーズ②

高額療養費

高額療養費制度は、1 か月（1 日から末日まで）の間に医療機関の窓口で支払った医療費が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合に、超えた額が申請により払い戻される制度です。今月は、高額療養費の自己負担限度額や申請方法などについてご紹介します。

※ 入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象にはなりません。

わたしの自己負担限度額はいくら？

高額療養費の自己負担限度額は、年齢および所得状況により定められています。

70 歳未満の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）× 1 %	140,100 円
②区分イ（標準報酬月額 53 万～79 万円の方）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）× 1 %	93,000 円
③区分ウ（標準報酬月額 28 万～50 万円の方）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）× 1 %	44,400 円
④区分エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）	57,600 円	44,400 円
⑤区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400 円	24,600 円

注）「区分オ」は被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、被保険者の市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額が 53 万円以上の場合は「区分ア」または「区分イ」の所得区分となります。

70 歳以上 75 歳未満の方（平成 29 年 8 月診療分から）

ここがポイント！ 健康保険制度の改正に伴い、平成 29 年 8 月診療分以降の自己負担限度額が変わります。
 （70 歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。）

被保険者の所得区分		個人ごと（外来）	世帯（入院を含む）
①現役並み所得者 （標準報酬月額 28 万円以上で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方）		57,600 円	80,100 円+（総医療費-267,000 円）× 1 % < 多数該当：44,400 円 >
②一般 （標準報酬月額 26 万円以下の方）		14,000 円 （年間上限 14.4 万円）	57,600 円 < 多数該当：44,400 円 >
③低所得者	Ⅱ（※1）	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ（※2）		15,000 円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。
 ※2 被保険者とその扶養家族すべての方が収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。
 注）現役並み所得者に該当する場合、市区町村民税が非課税などであっても現役並み所得者となります。

「多数該当」とは？

療養を受けた月以前 1 年間（12 か月）に、同一世帯で 3 か月以上の高額療養費の支給を受けた場合は、4 か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。表の「多数該当」をご参照ください。限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額までを負担した月も回数に含まれます。
 （70 歳から 74 歳の方で外来による高額療養費については、多数該当の回数に含まれません。）

「世帯合算」とは？

世帯（協会けんぽに加入している被保険者とその被扶養者）で複数の方が同じ月に医療機関を受診した場合や、おひとりが複数の医療機関で受診した場合など、自己負担額を合算することができる場合があります。
 （合算できる自己負担額には条件があります。詳しくは協会けんぽ長崎支部へお問い合わせください。）

ここもチェック！



高額療養費の申請方法は？

「健康保険 高額療養費支給申請書」をご提出ください。

健康保険 被保険者 世帯合算 高額療養費 支給申請書

※支給決定まで、診療月後3か月以上かかります。

被保険者氏名

1 診療月 平成 年 月 日

2 受診者 1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)

3 診療を受けた医療機関・薬局の名称

4 診療を受けた期間

5 支払った額のうち、保険診療分の金額(自己負担額)

6 自己負担額が不明の場合は支払った額

7 他の公的制度から医療費の助成を受けていますか

8 診療月

被保険者本人が市区町村民税非課税者の場合は、この欄に市区町村長より証明を受けるか、「(非)課税証明書」の交付を受け原本を添付してください。

市区町村長が 証明する欄

6 4 1 2 1 0

全国健康保険協会 協会けんぽ

2 / 2

申請書は2ページあります。
今回は、2ページ目で誤りや記入漏れの多い箇所をご紹介します。

- 1 月単位で記入していますか？
※ 高額療養費の申請は、月ごとに申請書が必要です。
複数月をまとめて書くことはできません。
- 2 記入方法をご確認ください。
①受診者ごと、②医療機関ごと、③医科と④歯科の別ごと、⑤入院と⑥外来の別ごとに分けてご記入ください。
(調剤薬局での自己負担額は、処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます。)
- 3 診療を受けた原因が負傷(ねんざ・骨折など)の場合は、負傷原因届を添付していますか？
※ 負傷の原因が第三者の行為である場合は、別途「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。
- 4 他の公的制度から医療費の助成を受けている場合、領収書を添付していますか？

ここもチェック！

記入誤りを訂正した場合、申請書1ページ目の被保険者氏名欄と同じ印で訂正印を押印していますか？

限度額適用認定証をご利用ください！

高額療養費は、医療機関より提出されるレセプト(診療報酬明細書)をもとに支給額を決定するため、受診月から支給決定・お支払いまでに3か月以上かかります。

そこで、「限度額適用認定証」を被保険者証と併せて医療機関の窓口に提示すると、窓口での1か月の自己負担が自己負担限度額までとなり、高額療養費を申請する手間が省けます。(※3)

お手続きは簡単です！

郵送でのご提出に
ご協力をお願いいたします。

- ① 「健康保険 限度額適用認定申請書」(※4)を協会けんぽにご提出ください。
- ② 1週間程度で「限度額適用認定証」が交付されます(※5)。
- ③ 医療機関の窓口には被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示します。
- ④ 窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

※3 同月に複数受診がある場合や、世帯合算や多数該当対象となる場合は、限度額適用認定証を提示していても高額療養費の申請が必要になることがあります。ご了承ください。

※4 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合は、「健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。

※5 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕をもってご申請ください。

全国健康保険協会
協会けんぽ
長崎支部

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
電話:095-829-6000(代表)
(受付時間/平日8:30~17:15)

協会けんぽ 長崎 検索

初任者・社会保険事務講習会のお知らせ

無料

社会保険事務の初任者、新任者を対象とした社会保険制度の仕組みや健康保険と年金の適用・給付に関する事務手続きについての講習会です。多数のご参加をお待ちしております。

開催日	会場	定員
7月26日(水)	長崎西彼農協ビル（長崎元船町）	100名
7月14日(金)	アルカスSASEBO（佐世保市三浦町）	100名
7月11日(火)	諫早商工会館（諫早市高城町）	100名

受付 12:50
開始 13:10
終了 16:15
〈各会場共通〉



参加費 無料。但し非会員事業所の方は、資料代等として3,000円ご負担ください。
お申込 下記申込書をご記入いただきFAXするか、HPの申込書によりお申し込みください。（講習会のご案内等を後日ご連絡いたします。）

初任者・社会保険事務講習会 参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 長崎会場	2. 佐世保会場	3. 諫早会場
参加者ご氏名	※複数参加も可		
事業所名			
事業所所在地	〒 - 電話番号 ()		

※この申込書の個人情報は、本事業の運営等以外には使用いたしません。

年金シニアライフセミナーのお知らせ

無料

健康で豊かな「定年退職後の生活」を過ごすための情報（準備）を専門講師が提供し、皆様のライフプラン設計をサポートするセミナーを開催します。ご夫婦揃ってのご参加も歓迎します。



開催日	会場	定員	各会場共通
9月20日(水)	長崎県市町村会館（長崎市元船町）	50名	《受付》12:30
9月12日(水)	アルカス SASEBO（佐世保市三浦町）	50名	《開会》12:50
9月8日(金)	諫早文化会館（諫早市宇都町）	50名	《終了》16:30

参加資格 50歳以上の被保険者（年金受給前）とその配偶者、年金・健康保険委員の方、その他受講を希望される方。
内容 ①年金・医療保険 ②ライフプランと生きがい ③家庭経済プラン ④健康づくり
参加費 無料。ただし、非会員事業所の方は、資料代として3,000円ご負担ください。
申込方法 下記申込書をご記入いただきFAXするか、HPの申込書によりお申し込みください。

年金シニアライフセミナー参加申込書

※下記該当箇所に○印を付してください

希望会場	1. 長崎会場	2. 佐世保会場	3. 諫早会場	
事業所名	〒 -			
事業所所在地	電話 ()			
参加者氏名 (該当箇所に○印を付してください)	男・女	年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員
	男・女	年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員
	男・女	年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員
	男・女	年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員

※この申込書の個人情報は、本事業の運営等以外には使用いたしません。

お申し込み先

一般財団法人長崎県社会保険協会
※ FAX または郵送でお申し込みください

〒852-8118 長崎市松山町4-52 同本社ビル5階
FAX 095-843-0449 電話 095-844-7120

職場の健康づくりを応援します。

無料



講習会依頼

事業所様の
希望日時・テーマ

社会保険協会

- ・管理栄養士、健康運動指導士による指導講習会
- ・保健師による指導講習会、健康相談

日程調整

講師依頼

会員事業所

講師

(事業所で実施)

- ・保健師
- ・管理栄養士
- ・健康運動指導士

職場の健康づくり申込書

希 望 日	平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	参 加 人 数	名
希 望 項 目 番号に○印を付してください	1. 保健師による指導講習会 3. 健康運動指導士による指導講習会 2. 管理栄養士による指導講習会 4. 保健師による健康相談		
事 業 所 名	担当者		
所 在 地	〒	電 話	()

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

7月16日(日)から 海の家を開設します!!



開設
期間

- ◆平成29年7月16日(日)～8月20日(日)
- ◆1枚につき1回利用補助(300円)を致します。
差額と利用券を添えて、清算してください。
※発行枚数には限りがありますのでお早めにお申し込みください。

開設
場所

脇岬海水浴場(さかい荘)
高浜海水浴場(高浜アイランド)

「社会保険 海の家」利用券申込書

利 用 施 設	脇岬海水浴場 「さかい荘」	高浜海水浴場 「高浜アイランド」
事 業 所 名		
所 在 地	〒	電話 ()
被 保 険 者 数	名	担当者名

健康啓発DVD借用申込書

借 用 物 番号に○印を付してください	番号	タイトル	番号	タイトル
	1	はじめてのウォーキング&ジョギング	3	Good - Bay ストレス
借 用 期 間	2	若々しい体をキープ エクササイズ&ダイエット	4	正しく知れば怖くないがんのお話
	自 平成 年 月 日から 至 平成 年 月 日まで ※期間は2週間程度		視聴者人員 名 (予定)	
事 業 所 名 所 在 地	担当者		電 話	
	〒			

保健師による
健康相談所
無料



場 所

川棚大崎温泉「しおさいの湯」

時間等

実施日(第2、第4日曜日 11:30～14:00) ☎ 0956-82-6868

※止むを得ず、開設日が替ることがあります。「しおさいの湯」にお電話でご確認ください。

お申し込み先

一般財団法人長崎県社会保険協会
※ FAX または郵送でお申し込みください

〒 852-8118 長崎市松山町 4-52 囲本社ビル5階
FAX 095-843-0449 電話 095-844-7120

社保川柳

選評 川口寿男 今月のお題

便利

第一位

免許返納便利さよりも無事を取る

時津 浦馬場幸子

【評】高齢者の交通事故は他人事ではなく、機械的に事故防止ができないものかと思えます。安全には不便を承知で無事を選ぶのもやむを得ない判断でしょう。

第二位

交通の便利な場所の家探し

長崎 中島智津子

【評】住まいは何にしても便利さが第です。私共で恐縮ですが拙宅は二十年前には西にならなかつた坂が今はやれやれという坂になりました。

第三位

便利屋で終わらぬ強い決意秘め

佐世保 国松 仁志

【評】日常生活では何でもこなせる便利屋が重宝されますがそれでは満足できず、独り立ちするまでの決意で新たな出発をするという決意でしょうか。

佳作

あと一品へ便利に使う惣菜屋

長崎 長谷川カオル

スマートフォン便利が過ぎて依存症

長崎 吉田 次郎

暗算が面倒になる計算機

長崎 中村 欽光

トイレは便座便利な読書室

長崎 井上 澄江

便利さが昭和の想い語らせる

諫早 小田庄之助

便利さに負けて料理の腕を下げ

長崎 山口 光義

便利グッズ買つては見たが箱のまま

島原 松田 信子

便利でも使いこなせぬ物あふれ

諫早 江口 雅子

オール電化喜ぶ妻に泣く夫

東彼杵 朝原きよ子

次々と便利な品の主婦の知恵

佐世保 喜多 和子

ナビを駆使マイカーで行く小旅行

佐世保 神戸 一明

便利さも程々で良し悪い二人

佐世保 多久島 忠

この世界便利便利で進化する

島原 木下 睦子

コンビニが隣冷蔵庫は要らぬ

佐々 江田 靖子

長生きは便利な暮らし楽しめる

佐世保 有川 栄子

便利さは常に不便も連れて来る

長崎 麻生 郁子

行きつけの便利ついつい溜まる付け

佐世保 鶴田 竹一

和洋中便利にこなすフライパン

選者吟

川柳の応募規定

応募用紙 ハガキ(川柳は3句以内)
FAX 〇九五―八四三―〇四四九
締め切り 平成29年7月5日必着
発表 平成29年9月10月号紙上
宛 先 〒八五―一八二―八
長崎市松山町四番五十二号(同本社ビル五階)
一般財団法人長崎県社会保険協会
商品贈呈 入選3席に記念品を贈呈します

出張年金相談所のご案内

平成29年8月・9月

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。
相談においては、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

長崎県の社会保険
事業概要
平成29年3月現在

健康保険

事業所数
(船舶所有者数)

21,560

被保険者数

262,038

平均標準
報酬月額

250,846

船員保険

258

2,978

371,907

厚生年金保険

21,682

285,610

249,307

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

開設日	時 間	市町名	場 所
8月17日(木)	9:00~16:00	五島市	五島市役所 会議室
8月18日(金)	9:00~15:00	五島市	五島市役所 会議室
8月24日(木)	9:00~15:00	新上五島町	新魚目支所 会議室
8月25日(金)	9:00~15:00	新上五島町	奈良尾支所 相談室
9月 7日(木)	9:00~15:00	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
9月 8日(金)	9:00~12:00	新上五島町	若松支所 会議室
9月14日(木)	9:00~16:00	五島市	五島市役所 会議室
9月15日(金)	9:00~15:00	五島市	五島市役所 会議室

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 1日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
8月10日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
8月15日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
8月24日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
8月29日(火)	10:30~15:00	平戸市	館浦出張所
9月 5日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
9月14日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
9月19日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
9月28日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1387

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 3日(木)	11:00~15:00	西海市	大瀬戸コミュニティセンター
8月 8日(火)	14:00~17:00	対馬市	中対馬振興部 2階 会議室
8月 9日(水)	9:00~17:00	対馬市	上対馬総合センター
8月24日(木)	9:00~17:00	壱岐市	郷ノ浦庁舎 会議室
8月25日(金)	9:00~14:00	壱岐市	郷ノ浦庁舎 会議室
9月 7日(木)	11:00~15:00	西海市	大島総合支所 会議室
9月13日(水)	13:30~17:00	対馬市	美津島地域活性化センター 別館 2階
9月14日(木)	9:00~17:00	対馬市	対馬市役所 別館 会議室
9月21日(木)	9:00~17:00	壱岐市	勝本庁舎 会議室
9月22日(金)	9:00~14:00	壱岐市	勝本庁舎 会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市米田町47-39 ☎0957-25-1662

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 2日(水)	10:00~15:00	東彼杵町	東彼杵町総合会館
8月 9日(水)	10:00~15:00	南島原市	加津佐支所 会議室
8月16日(水)	10:00~15:00	島原市	三会出張所
8月23日(水)	10:00~15:00	南島原市	有家支所 会議室
9月 6日(水)	10:00~15:00	波佐見町	波佐見町役場 相談室
9月13日(水)	10:00~15:00	南島原市	西有家庁舎 相談室
9月20日(水)	10:00~15:00	島原市	三会出張所
9月27日(水)	10:00~15:00	島原市	三会出張所